

「所得補償保険」

・この保険はTOPPANホールディングス株式会社を保険契約者とし、TOPPANホールディングス株式会社およびグループ各社の役員および社員を加入者とする所得補償保険の団体契約です。**artienceグループの従業員は加入いただけませんのでご注意ください。**このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
・所得補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（TOPPANホールディングス株式会社）に交付されます。
保険期間（ご契約期間）：2026年11月1日午後4時より1年間

団体割引

20%

所得補償保険の特長

その1

病気やケガで8日以上働けない状態になったとき、就業不能中の所得をカバー

病気やケガで入院・自宅療養のため働けない状態になったとき、月々の所得を補償します。

その2

24時間世界中どこにいても、補償の対象

国内・国外を問わず、また仕事から日常生活中やレジャー中も補償の対象となります。

その3

加入手続きはとても簡単。医師による診査も不要

ご加入にあたっては、医師の診査は必要ありません。引受保険会社所定の健康状態告知書にご回答のうえ、ご提出ください。

その4

所得を補償する期間（てん補期間）は最長1年間です

就業不能になった場合、免責期間（7日間）*経過後最長1年間所得を補償します。

*免責期間（7日間）…就業不能期間の最初の7日間は、保険金の支払対象となりません。

その5

団体割引20%適用

団体割引20%を適用しているため、個人でご加入いただくよりも保険料が割安です。

保険金月額と月々の保険料（ご希望の保険金月額をお選びください。）

- 新規でご加入になれる方は、TOPPANグループの役員・社員本人（満60才未満）に限られます。〈事務職：職種級別1級 現場職（印刷作業、製版作業）：職種級別2級〉
- 月々の保険金月額はご自分の平均月間所得額（ボーナスを含む）の50%以内で選択してください。

加入年令 (満年令)	保険金月額(加入口数)											
	5万円(1口)		10万円(2口)		15万円(3口)		20万円(4口)		30万円(6口)		40万円(8口)	
	事務職	現場職	事務職	現場職	事務職	現場職	事務職	現場職	事務職	現場職	事務職	現場職
15~19才	215円	245円	430円	490円	645円	735円	860円	980円	—	—	—	—
20~24才	310円	355円	620円	710円	930円	1,065円	1,240円	1,420円	—	—	—	—
25~29才	350円	400円	700円	800円	1,050円	1,200円	1,400円	1,600円	—	—	—	—
30~34才	430円	495円	860円	990円	1,290円	1,485円	1,720円	1,980円	2,580円	2,970円	—	—
35~39才	540円	620円	1,080円	1,240円	1,620円	1,860円	2,160円	2,480円	3,240円	3,720円	4,320円	4,960円
40~44才	675円	775円	1,350円	1,550円	2,025円	2,325円	2,700円	3,100円	4,050円	4,650円	5,400円	6,200円
45~49才	805円	925円	1,610円	1,850円	2,415円	2,775円	3,220円	3,700円	4,830円	5,550円	6,440円	7,400円
50~54才	930円	1,070円	1,860円	2,140円	2,790円	3,210円	3,720円	4,280円	5,580円	6,420円	7,440円	8,560円
55~59才	995円	1,145円	1,990円	2,290円	2,985円	3,435円	3,980円	4,580円	5,970円	6,870円	7,960円	9,160円
60~64才	1,045円	1,205円	2,090円	2,410円	3,135円	3,615円	4,180円	4,820円	6,270円	7,230円	8,360円	9,640円

※年令は保険始期日時点の満年令です。

※1口5万円の口数方式で、1口単位で設定できます。

※記載保険料は被保険者（本人）数が1,000名以上5,000名未満（団体割引20%）にて算出しております。

※保険料は被保険者（補償の対象となる方）の職種級別によって異なります。下記に記載されていないご職業について、また3級・4級に該当する方は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1級…会社事務員、教師など 2級…印刷作業、製版作業など 3級…営業用貨物自動車運転者、製本作業（機械工）など 4級…セメント製造工など
※告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満64才まで保

険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年令および保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただきますことがあります。

※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

※健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（職種・年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※所得補償保険には「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」「無事故戻しに関する規定の不適用特約」がすべてのご契約に自動セットされます。

ご加入例と保険金支払例

（34才の方（事務職）が口数6口（保険金月額30万円）タイプにご加入の場合）

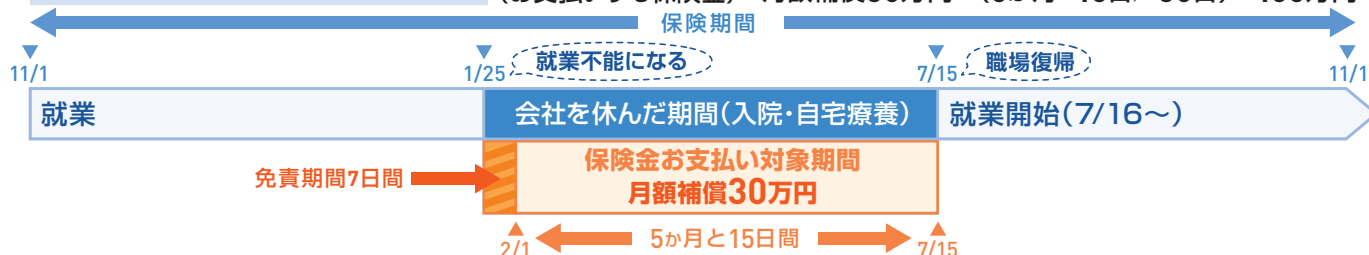
病気になられて1/25より就業不能となり、
7/16に職場復帰された場合

（月々の保険料）

2,580円

（お支払いする保険金）

月額補償30万円×（5か月+15日／30日）=165万円



※職場復帰までの保険金を最長1年間お支払いします。また、1か月に満たない日数は1か月を30日として日割計算します。

（注）精神障害による就業不能はお支払いの対象外となります。

※その他の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」**P35**をご確認ください。

所得補償保険について

詳しくは下記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内をご確認ください。
下記コードおよびURLからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



GN22D010835

お支払いする保険金のご説明



GN22D010739

健康状態告知についてのご案内



GN22D010758

TOPPANグループと引受保険会社からのお知らせ【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、TOPPANグループがこの保険の事務手続きのために使用することがあります。また引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

前年どおりの加入者は加入申込票の提出は不要です。その場合、個人情報の取扱いについて同意したものとみなします。

取扱代理店と引受保険会社

●この保険契約は下記の各引受保険会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

【取扱代理店】TOPPAN保険サービス株式会社 個人営業チーム

〒162-0814 東京都新宿区新小川町6-29 アクロポリス東京10F TEL 03-3835-6741 FAX 03-3834-3289

E-Mail hoken.service@toppan.co.jp

【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（引受割合：57%）【幹事】

（取扱所課）東京企業営業第七部 営業第二課

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ15階 TEL050-3461-7268

三井住友海上火災保険株式会社（引受割合：43%）【非幹事】

※実際に引受を行う保険会社、およびその引受割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店、または引受保険会社にお問合わせください。